

基準的文書 認証制度と実施の基礎	2007年10月5日	付属文書3
---------------------	------------	-------

認証制度とその実施の基礎

目次

1. 目的	2
2. 適用範囲	2
3. 認証基準の基楚的要素	
3.1 持続可能な森林管理のための政府間プロセス	2
3.1.1 汎欧州基準と指標 (PEC&I)	2
3.1.2 汎欧州施業レベルガイドライン (PEOLG) ⁽²⁾	2
3.1.3 アフリカ熱帯森林の持続可能な森林管理のための ATO / ITTO 原則、基準、及び指標 (ATO/ITTO PCI)	3
3.1.4 持続可能な森林管理の I T T O ガイドライン	3
3.1.5 その他の持続可能な森林管理プロセスの基準と指標	4
3.2 法律および規制	5
3.3 国際労働機関 (ILO) 条約	5
3.4 その他の国際条約	5
3.5 森林認証の基準	6
4. 実施のレベル	6
4.1 森林認証	6
4.2 CoC 認証	9
5. 森林認証制度の変更の実施	10
6. 訴訟、苦情および紛争の解決手順	10
6.1 実施の手配に関して	10
6.2 認証審査および決定に関して	

(本文書は PEFC アジアプロモーションズによって翻訳されたものです。ただし、PEFC プログラムに関わる一切の文書は英語文書をもって正式文書とするので、本日本語翻訳文書はあくまでも参考文献としての利用に限ります。また、PEFC アジアプロモーションズの承諾無く、これを訂正、修正、転用することはお断りします。)

1. 目的

この文書、「各国認証制度とその実施の基礎」は、各国や地域の森林認証制度が満たすべき最低限の要求事項およびその実施規則を定める。この文書は規格の策定及びその実施の手配に関する規定を指針する。

2. 適用範囲

この文書は2002年11月22日のPEFC評議会総会にて採択され、2003年10月31日、2004年10月29日、2005年10月28日、2006年10月27日、及び2007年10月5日に改正された。

この文書は、森林認証及び CoC 認証に関して求められる基本的要求事項、選択的実施の枠組み、及び(各国)森林認証制度の文書化を対象範囲とする。

3. 認証基準の基礎的要素

3.1. 持続可能な森林管理のための政府間プロセス

3.1.1 汎欧州基準と指標 (PEC&I)

ヨーロッパにおいてPEFC評議会の是認と相互認証を申請するために使用される認証基準は、その共通の枠組みとして、現行の「欧州森林の持続可能な森林管理のための汎欧州基準および指標 (PEC&I) ⁽¹⁾」に準拠しなければならない。この6基準は、欧州森林保護閣僚会議が策定した森林管理の経済、環境、社会的側面に関する記述において、持続可能な森林管理 (SFM) の適用範囲を定めている。汎ヨーロッパプロセスでは、各国によるモニタリング及び報告のために、27からなる数量的および記述的指標を1セットとして定めた。

3.1.2 汎欧州施業レベルガイドライン (PEOLG) ⁽²⁾

PEOLGは、各国の国及び地域認証基準が策定、修正、改正、又は、審査される際の参考根拠である。各国認証基準は、現行のPEOLGに適合しなければならず、例えば主題からの離脱やその離脱を規準的な規則に含めることなど、ここからのいかなる逸脱も正当な理由がなければならない。

3.1.3 アフリカ熱帯森林の持続可能な森林管理のための ATO / ITTO 原則、基準および指標 (ATO/ITTO PCI)

ATO / ITTO PCI⁽⁹⁾は、ATO / ITTOプロセスに参加する各国(アンゴラ、カメルーン、中央アフリカ共和国、コンゴ、コートジボワール、赤道ギニア、ガボン、ガーナ、リベリア、サントメアンドプリンシペ、タンザニア、ザイール)の国及び地域認証基準を策定、修正、改正、又は、審査する際の参考根拠である。

ATO / ITTO PCIに参加する国において策定される国レベルの認証基準は ATO / ITTO PCIに適合しなければならず、例えば主題からの乖離やその規準的な規則への含有など、そこからのいかなる逸脱も、正当な理由が存在しなくてはならない。

ATO / ITTO PCIに加えて、各国の認証基準は、下記の事項が各々の国や地域に該当する場合、これらも対象としなければならない。

- 生物学的リスク(例えば火事)などを含む森林の健康と活力の維持、増大、およびモニタリング
- 肥料の使用
- 森林における動物の放牧(家畜動物、野生動物)によって引き起こされる被害の管理、予防
- 生物学的多様性の保全を目的として行う森林における古木、枯れ木、腐敗木の適切な量と質の維持

3.1.4 持続可能な森林管理の ITTO ガイドライン

ITTO C&Iに基づく下記の ITTO ガイドラインは、天然熱帯林および人工熱帯林の管理を目的に ITTO によって策定され、3.1.3項で述べる ATO/ITTO PC&Iの対象国を除く ITTO 設立メンバー国において認証基準を作成、または、改正する際の参考根拠である。

天然熱帯林の森林管理のための森林認証基準は下記に適合しなければならない。

天然熱帯林の持続可能な管理のためのITTOガイドライン(1992)⁽¹⁰⁾および、

熱帯生産林の生物多様性保全のITTOガイドライン(1993)⁽¹¹⁾

熱帯天然林のための ITTO ガイドラインの上記の要求事項に加えて、熱帯天然林のた

めの森林認証基準はPEOLGの2.1 a)、2.2 a)、3.2 d)、6.1 a)、6.1 e)、6.2 b)の各項に適合しなければならない。

熱帯人工森林の森林管理のための森林認証基準は、熱帯人工森林の開設と持続可能な管理(1993)⁽¹²⁾のためのITTOガイドラインに適合しなければならない。熱帯人工森林のためのITTOガイドラインの要求事項に加えて、森林認証基準はPEOLGの2.2 b)、4.2 f)、4.2 i)、6.1 a)の各項に適合しなければならない。

PEFC評議会の審査および是認の工程のためには、ITTOガイドラインの規定は基準的かつ義務的なものと解釈されなければならない。

認証基準と関連ITTOガイドラインとの適合性からの乖離、例えば特定のテーマに関する逸脱の場合など、は明確に正当化されなければならない。

3.1.5 その他の持続可能な森林管理プロセスの基準と指標

下記のその他の政府間プロセスは持続可能な森林管理のための基準と関係指標を策定した。これらの基準はそれぞれのプロセスに参加する国における認証規格の策定の基礎とされることが望ましい(should)。

これらのプロセスは現時点においてはまだ施業ガイドラインを策定していないので、申請者はPEFC評議会による是認と相互承認の審査に先立ち、汎欧州施業ガイドラインに相当する文書⁽²⁾を提示し、これにPEFC評議会による承認を受けなければならない。万一、そうした文書の提示とPEFCの承認がない場合、PEFC評議会の是認と相互承認の過程においては、汎欧州施業ガイドラインが参考根拠として使用されなければならない。(付属文書7:「各国認証制度の是認及び相互承認とその改定」を参考)

これは下記の持続可能な森林管理プロセスに適用される。

- モントリオールプロセス(温帯林および北方林の保全および持続可能な管理のための基準および指標)
- 中近東プロセス、レパテリックプロセス
- アジア乾燥森林の地域イニシアティブ
- 乾燥アフリカ地帯における持続可能な管理のための基準及び指標
- タラポト提案:アマゾン河流域の森林の持続可能な管理のための基準及び指標

3.2 法律および規制

森林の管理や認証においては各国の法律、規制、法的措置、および政策が尊重されなければならない。認証制度は法制度に矛盾してはならず、また、明白なる法の侵犯は内部監査、外部審査において考慮されるべき要件とされなければならない。

3.3 国際労働機関（ILO）条約

持続可能な森林管理の実施に当たっては、批准の有無に関わらず改正された基本的なILO条約(下記)が、尊重されなければならない。

- 基本的なILO条約⁽³⁾とは下記である。
 - 第29号： 強制労働条約、1930年
 - 第87号： 結社の自由および団結権保護条約、1948年
 - 第98号： 団結権および団体交渉権条約、1949年
 - 第100号： 同一報酬条約、1951年
 - 第105号： 強制労働廃止条約、1957年
 - 第111号： 差別待遇（雇用および職業）条約、1958年
 - 第138号： 最低年齢条約、1973年
 - 第182号： 最悪の形態の児童労働、1999年

森林認証規格制度が運営されている国において、その国が基本的なILO条約を批准した場合、その要求事項はその国の法体系がカバーしていると考えなければならない。基本的なILO条約が批准されていない場合、森林管理に関連するその要求事項は認証基準の中でカバーされなければならない。

「林業労働における安全および健康に関するILO倫理規定」は有用な文書として認められ、各国または地域認証基準を策定するに当たって考慮の対象とすることが望ましい。

3.4 その他の国際条約

森林管理に関連し、当該国で批准されたその他の国際条約は、法的枠組みを通じて尊重される。その様な国際条約には、生物多様性条約、京都議定書、カーボンシンク、絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約、バイオセーフティー・プロトコルなどがある。

国際条約で合意された要求事項は、当該国によって批准されていない場合であっても、認証基準において、PEOLG 又は、PEFC 評議会により認可されたその他の参考根拠がカバーすると同程度に尊重される。

3.5 森林認証の基準

森林認証の基準には、持続可能な森林管理のための政府間基準及び指標（C&I）、或いは、関係施業レベルガイドラインにおいて記述される経済、社会、環境的機能など持続可能な森林管理に関係するすべての側面を考慮の対象として含めなければならない。その基準は、策定された当該国・地域内に存在するすべてのタイプの森林や管理システムと関連性を持たなくてはならない。

認証基準は審査可能でなければならず、かつ、異なる審査員が明瞭な検証をすることができる森林管理の目的を明確に表現しなければならない。

各国認証基準は下記を満たさなければならない。

- 現行の PEOLG 又は、ATO/ITTO PCI（ATO / ITTO PCI の対象国のみ）、または、関連する ITTO ガイドライン（ATO/ITTO PC&I の対象国を除く ITTO 設立メンバー国のみ）と合致、適合すること。これからの乖離（例えば特定の主題からの乖離など）の場合は、それを明確に正当化できること。
- 森林管理を実行するユニットのレベルに関わる要求事項、及び、任意選択としてマルチサイトのレベル（例：グループおよび地域）で適用可能な、管理や実行に関わる要求事項を含むこと。
- 国の法制を遵守すること。
- 基本的なILO条約⁽³⁾を遵守すること。万一同条約の要求事項が国の法体系に組み込まれている場合（国が同条約を批准した場合などがこれに当たる）認証基準は基本的なILO条約に関連する国法の遵守を要求しなければならない。

4. 実施のレベル

4.1 森林認証

認証の単位（ユニット）は、非差別性、自主性、信頼性、対費用効果の原則を充分配慮して、国状に相応しい形で決定される。実施レベルとしては、下記又はその組み合わせ

が可能である。

- A) 地域認証
- B) グループ認証
- C) 個別認証

上記のどの選択肢においても、森林認証規格制度の文書は申請者の身元、認証区域、加盟する森林所有者・管理者・その他当事者を定め、明確に示さなければならない。

認証地域のすべての関係者又は施業者は、認証の要求事項に従わなければならない。これらの遵守を確実にするために国や国内レベルで適用される諸規則や管理のメカニズムは、PEFCの是認や相互承認の過程において常に明示され、認証機関によってモニターされなければならない。

個別認証された当事者、又は、地域・グループ認証への加入者はすべて請負業者の活動や業務が関連森林管理基準を確実に満たすことに対する責任を負う。森林認証制度は、その中に請負業者のための基準や請負業者が地域・グループ認証に携わることに関わる規則を含めることができる。後者の場合、請負業者は地域認証かグループ認証のグループに加盟していることになる。

認証に関わるデータはPEFC登録システム内部規則に従ってPEFC評議会に通達される。

A) 地域認証

地域認証とは、地理的境界線によって区切られた地域内の森林のマルチサイト認証であり、その特定地域に対する権限を与えられた団体(申請者)が申請をし、個々の森林所有者やその他の当事者による自主的加盟を容易にする手段(アクセス)を提供するものである。

森林認証規格は、該当する地域のレベル及び森林管理を実行するユニットのレベルを対象として定められた基準を含まなければならない。地域レベルのための認証基準の審査は、認証対象となる地域全体を対象としなければならない。森林を管理するユニットのために定められた認証基準の審査のためのサンプリングは、該当する地域認証に加盟している森林所有者・管理者・その他当事者を対象としなければならない。

地域認証においては、申請団体は法主体でなければならず、該当地域の森林地域の50%以上を管理する森林所有者・管理者を代表しなければならない。申請者は下記の責任を負う。

- すべての加入者が認証の要求事項に適合していることを確認すること
- 認証への加入者と被認証森林地域に関する信頼できる登録簿が保持されることを確実にすること
- 地域認証のための規則を実施すること

森林所有者・管理者、その他の当事者は、(i) 個別に署名した約束書(Commitment)又は、(ii) その地域の森林所有者を代表する森林所有者団体の多数決に基づいて地域認証に加入することができる。いずれの場合にしても、加盟する所有者や管理者の森林のみを認証分として理解しなければならないのであり、即ち、その部分のみが認証森林として勘定され、そこから生産される林産物が認証原材料として考慮される。

森林所有者は、認証のためには該当地域内で自らが管理する全ての森林をその対象としなければならない。保護区域の除外の可能性はあるが、そうした除外は国の認証制度の中に組み込むことができる。

森林認証制度は、(1) 新規加入者の加盟及び関係認証機関に対するその旨の通達、(2) 適合性の内部管理、及び修正、予防措置の事後追跡など、を含む申請者や加入森林所有者・管理者の権限及び責任体制を定めなければならない。

地域認証の場合、森林管理認証書は申請者に対して発行される(認証書の保有者)。地域認証への加盟者は、その認証に加盟する森林所有者、管理者すべてを盛り込んだリストを記載した添付書類付きの関連地域認証書のコピー、または、その地域認証に関して認証機関または申請者が発行した個別の証明書を受け取らなければならない。

B) グループ認証

森林所有者、森林所有者団体、または森林管理者および森林の管理に責任を負う者はグループ(多拠点組織)としてマルチサイト認証を申請することができる。申請者は明確に定められなければならない。申請者は下記の責任を負う。

- すべての加盟者が認証の要求事項に適合していることを確実にすること
- 加盟グループメンバーと認証された森林地域に関する信頼性できる登録簿の維持を確実にすること

- グループ認証のための規則を実施すること

グループ認証への加入森林地域の総面積は記録されなければならない。

森林所有者は、グループ認証のために該当するグループ認証区域において自らが管理する全ての森林をその対象に含めることが望ましい。

森林認証制度は、(1)新規加盟者の加盟及び関係認証機関に対するその旨の通達、(2)適合性に関わる内部管理、及び修正、予防措置の事後追跡など、を含む申請者や加入グループメンバーの権限及び責任体制を定めなければならない。

グループ認証の場合は、森林管理認証書は申請者(認証書保有者)に対して発行される。グループ認証への加盟者は、その認証に加盟する森林所有者、管理者すべてを盛り込んだリストを記載した添付書類付きの関連地域認証書のコピー、または、そのグループ認証に関して認証機関または申請者が発行した個別の証明書を受け取らなければならない。

C) 個別認証

個別認証を申請する森林所有者、森林管理者、または、林業団体は、PEFC評議会が定める基本的な要求事項を満たす認証機関に直接申請しなければならない。(付属文書 6 : 認証・認定手順を参照)

認証においては、個々の森林所有者は、認証制度区域内で自らが管理する全ての森林をその認証の対象にすることが望ましい。

各国認証制度又は国内の諸認証制度は、任意の実施レベルやその実務的側面についてさらに詳細を取り決めなければならない。又、各国認証制度に適用される選択肢から選択する権利を有していなければならない。

4.2 生産物 (C o C) 認証

C o C 認証は、自社商品に含まれるPEFC認証原材料の含有に関連するPEFCの主張や宣言(ラベル使用を含む)を使用する林製品の供給者に対して求められる。

PEFC評議会が承認するC o C 認証は下記に照らして実施されなければならない。

- (a) (付属文書4の)付属書1(又は選択肢としての付属書1へのPEFC評議会付属書)を含む付属文書4(林製品の生産物認証-要求事項)、或いは、
- (b) 付属文書4(林製品の生産物認証-要求事項)及び、由来に関するこの付属文書の付属書1(又は、選択肢としての付属書1へのPEFC評議会付属書)に適合するものとしてPEFC評議会の承認を受けた各国認証制度独自の定義、或いは、
- (c) 付属書1(又は、選択肢としての付属書1へのPEFC評議会付属書)を含む付属文書4(林製品の生産物認証-要求事項)に適合するものとしてPEFC評議会から承認を受けた認証制度独自のCoC規格。

選択肢(b)及び(c)は、独自のラベルや宣言のための規則を策定した森林認証制度についてのみ適用される。

5. 森林認証制度への変更の実施

定期的見直しの過程や定期的見直しに先立つ何らかの事由によってPEFC評議会が是認する認証制度に対する変更があった場合は、該当認証制度はその変更の実施のための暫定期間を決めなければならない。

暫定期間の長さは変更事項の導入、関連情報の配布、関連事項に関する教育訓練、および、PEFC評議会による是認に必要な時間を考慮して決定されなければならない。PEFC評議会がそれ以外を定めない限り、新規認証や新規の再認証のための暫定期間は12ヶ月を超えてはならない。暫定期間の終了以前に発行された認証書については、変更事項は次期サーベイランス審査の時までに実施されなければならない。

6. 訴訟、苦情、及び、紛争の解決手順

6.1 実施の手配に関して

PEFC各国認証管理団体は、関係認証機関または認定機関による紛争解決では扱えない森林管理またはCoC規格制度の実施に関して発生する苦情を処理するための常設または臨時の独立紛争解決機関を設置し、その手順を文書化しなければならない。

6.2 認証審査および決定に関して

認定を受けた認証機関は紛争処理のための手順を有すること。認証の審査、発行、差し

止め、回収、又は、否認について申請者と認証機関の間に発生する苦情はすべて、認証機関が実施するあらゆる種類の認証に適用されるこれらの手順に従って取り扱われる。

該当する認証に関する認定をした認定機関は、認定要求事項の遵守に関わる苦情についての紛争や苦情を処理する。

-
- (1) 持続可能な森林管理のための汎欧州基準と指標 - PEC&I (PEFC評議会参考文書C): 1998年6月に第三回ヨーロッパ森林保護閣僚会議リスボン会議で決議L12(持続可能な森林経営のための汎ヨーロッパ基準、指標、および、運用レベル指標の付属文書1として採択された。 (<http://www.mcpfe.org>)
 - (2) 持続可能な森林管理のための汎欧州施業ガイドライン-PEOLG (PEFC評議会参考文書B): 1998年6月に第三回ヨーロッパ森林保護閣僚会議リスボン会議で決議L12(持続可能な森林経営のための汎欧州基準、指標、および、運用レベル指標の付属文書2として採択された。 (<http://www.mcpfe.org>)
 - (3) 国際労働機関により採択された基本的なILO条約(PEFC評議会参考文書D)。 (www.ilo.org)
 - (4) ILO倫理規定: 林業労働の安全と健康。9月23日-30日にジュネーブで開催された専門家会議で採択。(1998年発行、ILOジュネーブ国際労働オフィス、ISBN 92-2-110826-0)
 - (5) 生物多様性条約: 1992年6月5日のリオデジャネイロ国連環境開発会議にて採択。 (<http://www.biodiv.org/convention/articles.asp>)
 - (6) 京都議定書とカーボンシンク: 気候変動に関する国際連合枠組条約第三回締約国京都会議にて1997年12月11日に採択。 (<http://www.unfccc.int/>)
 - (7) 絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約(CITES): 1973年3月3日、アメリカ合衆国ワシントンDCにて80カ国の参加の下に開催、採択され、1975年7月1日に発効した。 (<http://www.cites.org/eng/disc/text.shtml>)
 - (8) バイオセーフティー議定書(バイオセーフティーに関するカルタヘナ議定書): 2000年1月29日に生物多様性条約に関する締約国会議にて同条約の補足合意として採択。 (<http://www.biodiv.org/biosafety/protocol.asp>)
 - (9) アフリカ熱帯天然森林の持続可能な管理のためのATO/ITTO原則、基準、及び、指標
 - (10) 熱帯天然森林の持続可能な管理のためのITTOガイドライン: 1992年にITTOにより採択。 (<http://www.itto.or.jp>)
 - (11) 熱帯生産森林における生物学的多様性の保全に関するITTOガイドライン: 1993年にITTOにより採択。 (<http://www.itto.or.jp>)
 - (12) 熱帯植林森林の開設と持続可能な管理のためのITTOガイドライン: 1993年にITTOにより採択。 (<http://www.itto.or.jp>)